

規制のサンドボックス制度に関する基本資料集

目次

1. 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）（抜粋）	1
第一章 総則	1
第二章 革新的事業活動の促進	2
第一節 革新的事業活動実行計画	2
第二節 新技術等実証の促進	3
第四節 革新的事業活動評価委員会	9
第四章 雜則	9
第五章 罰則	11
附 則	12
2. 生産性向上特別措置法施行令（平成三十年政令第百八十一号）（抜粋）	13
附 則	13
3. 革新的事業活動評価委員会令（平成三十年政令第百八十二号）（抜粋）	14
附 則	15
4. 生産性向上特別措置法施行規則（平成三十年内閣府令・公正取引委員会規則・個人情報保護委員会規則・総務省令・法務省令・財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令・原子力規制委員会規則第一号）（抜粋）	16
第一章 総則	16
第二章 革新的事業活動の促進	16
第一節 新技術等実証の促進	16
第三章 雜則	20
附 則	20
5. 様式（抜粋）	21
様式第一（第2条関係）	21
様式第二（第2条関係）	23
様式第三（第2条関係）	24
様式第四（第2条関係）	25
様式第五（第3条関係）	26
様式第六（第3条関係）	27
様式第七（第4条関係）	28
様式第八（第5条関係）	30
様式第九（第5条関係）	31
様式第十（第6条関係）	32

様式第十一（第6条関係）	33
様式第十二（第6条関係）	34
様式第十三（第7条関係）	35
様式第十四（第7条関係）	36
様式第十五（第7条関係）	37
様式第十六（第8条関係）	38
様式第十七（第9条関係）	39
様式第十八（第9条関係）	40
様式第四十三（第21条関係）	41
様式第四十四（第21条関係）	42
6. 革新的事業活動に関する実行計画（平成三十年六月十五日閣議決定）（抜粋）	43
7. 新技術等実証の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針（平成三十年六月十五日閣議決定）	44
第一 新技術等実証の意義	45
第二 新技術等実証の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針	45
第三 新技術等実証計画の認定に関する基本的な事項	46
第四 その他新技術等実証に関する重要事項	52
8. 未来投資戦略 2017・2018（抜粋）	57
未来投資戦略 2017（抜粋）	57
第1 ポイント 基本的考え方（具体的な進め方）	57
第2 具体的施策	57
未来投資戦略 2018（抜粋）	59
第1 基本的視座と重点施策	59
第2 具体的施策	59
9. 革新的事業活動評価委員会運営規則（平成三十年八月三十一日革新的事業活動評価委員会決定）	61
10. 新技術等実証計画の認定に関する調査審議の視点（平成三十年八月三十一日革新的事業活動評価委員会）	64

1. 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年の情報技術の分野における急速な技術革新の進展により産業構造及び国際的な競争条件が著しく変化する中で、我が国産業の生産性の向上を短期間に実現するための措置が早急にとられなければ、我が国産業の国際競争力が大きく低下するおそれがあることに鑑み、新技術等実証の促進、革新的データ産業活用の促進その他の革新的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策を集中的かつ一体的に講ずること等により、我が国産業の国際競争力の維持及び強化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「革新的事業活動」とは、我が国において国際競争力を早急に強化すべき事業分野に属する事業活動であって、当該事業分野において革新的な技術又は手法を用いて行うものをいう。

- 2 この法律において「新技術等実証」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
 - 一 新技術等（革新的事業活動において用いようとする技術又は手法であって、当該革新的事業活動の属する事業分野において著しい新規性を有するとともに、当該革新的事業活動で用いられることにより、高い付加価値を創出する可能性があるものをいう。以下同じ。）の実用化の可能性について行う実証であって、その実施期間及び当該実証に参加する者（当該実証により権利利益を害されるおそれがある者があるときは、その者を含む。以下「参加者等」という。）の範囲を特定し、当該参加者等の同意を得ることその他当該実証を適切に実施するために必要となる措置を講じて行うものであること。
 - 二 新技術等の実用化に当たって当該新技術等に関する規制について分析する場合にあっては、当該新技術等を実用化するための規制の在り方を含めた課題についての分析及びその結果の検討を行うものであること。
- 3 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての別に法律で定める法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての別に政令等で定める政令等の特例に関する措置であって、第十三条第二項に規定する認定新技術等実証計画に従って実施する新技術等実証について適用されるものをいう。
- 4 この法律において「革新的データ産業活用」とは、革新的事業活動のうち、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。以下「データ」という。）を、革新的な技術又は手法を用いて収集し、産業活動において活用するものをいう。

(基本理念)

第三条 革新的事業活動による生産性の向上は、近年の情報技術の分野における急速な技術革新の進展により産業構造及び国際的な競争条件が著しく変化する中で、我が国産業の生産性の向上を短期間に実現するための措置が早急にとられなければ、我が国産業の国際競争力が大きく低下するおそれがあることに鑑み、事業者が、経営改革を迅速かつ適切に推進しつつ、新技術等実証、革新的データ産業活用、革新的事業活動に資する研究開発及び人材の確保その他の革新的事業活動による短期間での生産性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国が、生産性の向上が短期間に実現するよう、事業者に対する支援措置の実施、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を計画実行期間（第八条第一項に規定する計画実行期間をいう。次条において同じ。）内に集中的に行うこととして、行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、革新的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策を計画実行期間内に集中的かつ一体的に推進し、迅速かつ確実に実施する責務を有する。

2 国は、革新的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策の推進に当たっては、事業者による新技術等実証、革新的データ産業活用、革新的事業活動に資する研究開発及び人材の確保その他の革新的事業活動による短期間での生産性の向上のための取組が自主的かつ積極的に行われるよう、事業者に対する支援措置の実施、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を計画実行期間内に集中的に行うこととする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、第三条の基本理念にのっとり、当該事業者の属する事業分野における商品若しくは役務に関する需給の動向又は事業者間の競争の状況その他の当該事業者の事業を取り巻く環境を踏まえて、経営改革を迅速かつ適切に推進しつつ、新技術等実証、革新的データ産業活用、革新的事業活動に資する研究開発及び人材の確保その他の革新的事業活動による短期間での生産性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

第二章 革新的事業活動の促進

第一節 革新的事業活動実行計画

(革新的事業活動実行計画)

第六条 政府は、新技術等実証、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動の促進に関する施策（次項において「革新的事業活動関連施策」という。）の集中的かつ一体的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るため、革新的事業活動に関する実行計画（以下「革新的事業活動実行計画」という。）を作成するものとする。

2 革新的事業活動実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画実行期間
- 二 革新的事業活動関連施策についての基本的な方針

三 新技術等実証の促進に関する施策についての次に掲げる事項

- イ 施策の目標及び内容
- ロ 施策の実施期間
- ハ 担当大臣

四 革新的データ産業活用の促進に関する施策についての次に掲げる事項

- イ 施策の目標及び内容
- ロ 施策の実施期間
- ハ 担当大臣

五 前二号に規定する施策以外の革新的事業活動関連施策について重点的に講すべき施策ごとの次に掲げる事項

- イ 施策の目標及び内容
- ロ 施策の実施期間
- ハ 担当大臣

六 その他革新的事業活動関連施策の集中的かつ一体的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るために必要な事項

- 3 前項第三号ハ、第四号ハ及び第五号ハの「担当大臣」とは、革新的事業活動実行計画に定められた同項第三号から第五号までに規定する施策（以下この条及び次条において「重点施策」と総称する。）に係る事務を分担管理する内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣をいう。
- 4 内閣総理大臣は、革新的事業活動実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。
- 5 政府は、革新的事業活動実行計画を作成したときは、これを公表するものとする。
- 6 政府は、平成三十年度以降の各年度において少なくとも一回、重点施策の進捗及び実施の状況を取りまとめ、重点施策の進捗及び実施の効果に関する評価を行い、その評価の結果及び経済事情の変動を勘案し、革新的事業活動実行計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 7 第四項及び第五項の規定は、革新的事業活動実行計画の変更について準用する。
- 8 政府は、第六項の規定による評価を行ったときは、同項の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表するものとする。
- 9 政府は、第六項の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関して、各年度ごとに、報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

（担当大臣の責務）

第七条 担当大臣（前条第三項に規定する担当大臣をいう。）は、重点施策を、その実施期間内に、実施するものとする。

第二節 新技術等実証の促進

（新技術等実証の実施に関する基本的な方針）

第八条 政府は、計画実行期間（第六条第二項第一号に掲げる計画実行期間をいう。以下同

じ。) 内において新技術等実証の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針(以下この条及び第十二条第四項第一号において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 新技術等実証の意義に関する事項
- 二 新技術等実証の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 三 第十二条第一項に規定する新技術等実証計画の認定に関する基本的な事項
- 四 その他新技術等実証に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

4 政府は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(新技術等実証に係る新たな規制の特例措置の求め)

第九条 新たな規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該求めをした者に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないと認めるとき、又は適当でないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

4 主務大臣は、第一項の規定による求めに係る新技術等実証について新たな規制の特例措置を講ずるか否かを判断するに当たっては、革新的事業活動評価委員会(第三十一条に規定する革新的事業活動評価委員会をいう。以下この節及び次節において同じ。)の意見を聴くものとする。

(解釈及び適用の確認)

第十条 新技術等実証を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その実施しようとする新技術等実証に係る新技術等関係規定(当該新技術等実証に係る新技術等に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。以下同じ。)の規定をいう。以下同じ。)の解釈及び当該新技術等実証に対する当該新技術等関係規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、遅滞なく、当該求めをした者に回答するものとする。

(新技術等実証計画の認定)

第十一條 新技術等実証を実施しようとする者は、その実施しようとする新技術等実証に関する計画（以下「新技術等実証計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の者が新技術等実証を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の者は共同して新技術等実証計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 新技術等実証計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新技術等実証の目標

二 次に掲げる新技術等実証の内容

イ 新技術等及び革新的事業活動の内容

ロ 第二条第二項第一号に規定する実証の内容及びその実施方法

ハ 第二条第二項第二号に規定する分析の内容及びその実施方法

三 新技術等実証の実施期間及び実施場所

四 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

五 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 第二条第二項第二号に規定する規制に係る新技術等関係規定

七 第十五条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、当該規制の特例措置の内容

八 その他新技術等実証の実施に関し必要な事項

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その新技術等実証計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、主務大臣は、革新的事業活動評価委員会の意見を聴くものとする。

一 当該新技術等実証計画が革新的事業活動実行計画及び基本方針に照らし適切なものであること。

二 当該新技術等実証計画に係る新技術等実証（前項第四号に規定する同意の取得を含む。）が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該新技術等実証計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令並びに前項第六号に掲げる新技術等関係規定に違反するものでないこと。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る新技術等実証計画の内容を公表するものとする。

6 主務大臣は、第一項の認定をしないときは、申請者に対し、速やかに、その旨及び理由を通知するものとする。

（認定証の交付等）

第十二条 主務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、速やかに、同項の認定を受けた者（以下「認定新技術等実証実施者」という。）に対し、認定証を交付するものとする。

2 前項の認定証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 認定の年月日

- 二 認定新技術等実証実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 三 当該認定に係る新技術等実証計画の内容及び実施期間
 - 四 当該認定に係る新技術等実証計画が前条第四項各号のいずれにも適合する旨
- 3 認定新技術等実証実施者は、参加者等の同意を求める場合には、第一項の認定証を提示しなければならない。
- 4 認定新技術等実証実施者は、前条第三項第四号に規定する同意を取得したときは、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

(新技術等実証計画の変更等)

第十三条 認定新技術等実証実施者は、当該認定に係る新技術等実証計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る認定証を提出して、主務大臣の認定を受けなければならない。

- 2 主務大臣は、認定新技術等実証実施者が当該認定に係る新技術等実証計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定新技術等実証計画」という。）に従って新技術等実証を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 主務大臣は、認定新技術等実証計画が第十一条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定新技術等実証実施者に対して、当該認定新技術等実証計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。この場合において、主務大臣は、革新的事業活動評価委員会の意見を聴くものとする。
- 4 主務大臣は、前二項の規定により第十一条第一項の認定を取り消したときは、その旨を、当該認定新技術等実証実施者に通知するとともに、公表するものとする。
- 5 認定新技術等実証実施者は、第二項又は第三項の規定により第十一条第一項の認定を取り消されたときは、速やかに、認定証を主務大臣に返納しなければならない。
- 6 第十一条第四項から第六項まで及び前条の規定は、第一項の認定について準用する。

(情報の提供等)

第十四条 主務大臣は、認定新技術等実証実施者が新技術等実証を実施している間、必要に応じ、当該認定新技術等実証実施者に対し必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(政令等で規定された規制の特例措置)

第十五条 認定新技術等実証実施者が認定新技術等実証計画に従って実施する新技術等実証については、政令により規定された規制に係るものにあっては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあっては主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第十六条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小

口保険」という。) の保険関係であって、新技術等実証関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であって、認定新技術等実証計画に従って実施する新技術等実証に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。) を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	生産性向上特別措置法(平成三十年法律第二十五号)第十六条第一項に規定する新技術等実証関連保証(以下「新技術等実証関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
	保険価額の合計額が	新技術等実証関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	当該借入金の額のうち	新技術等実証関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該債務者	新技術等実証関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であって、新技術等実証関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、新技術等実証関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第十七条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定新技術等実証計画に従って新技術等実証を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定新技術等実証計画に従って新技術等実証を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この号及び次項において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新技術等実証円滑化業務)

第十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（第二十五条及び第四十九条において「中小企業基盤整備機構」という。）は、新技術等実証を円滑化するため、認定新技術等実証実施者が認定新技術等実証計画に従って新技術等実証の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十五条において同じ。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

(規制の特例措置の見直し)

第十九条 主務大臣（第九条第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する大臣に限る。）は、第五十条第一項の報告を踏まえ、当該報告に係る規制の特例措置について、必要があると認めるときは、その見直しその他必要な措置を講ずるものとする。

(規制改革の推進)

第二十条 主務大臣（第九条第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置、第十条第一

項の規定による求めに係る新技術等関係規定又は第十一一条第三項第六号の新技術等関係規定に係る法律及び法律に基づく命令を所管する大臣に限る。)は、新技術等に関する規制の在り方について、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、必要な規制の撤廃又は緩和のための法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(略)

第四節 革新的事業活動評価委員会

(革新的事業活動評価委員会)

第三十一条 次に掲げるものを行うため、内閣府に、革新的事業活動評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 一 新技術等実証に係る新たな規制の特例措置が及ぼす経済全般への効果に関する評価
- 二 新技術等実証計画が及ぼす経済全般への効果に関する評価
- 三 革新的データ産業活用計画が及ぼす経済全般への効果に関する評価
- 四 前三号に掲げる評価を行うために必要な調査その他の政令で定める事項

(所掌事務)

第三十二条 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

- 2 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、内閣総理大臣を通じて主務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。
- 3 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなければならない。
- 4 主務大臣は、第二項の規定による勧告に基づき講じた措置について委員会に通知しなければならない。

(委員)

第三十三条 委員会の委員は、内外の社会経済情勢及び革新的事業活動の動向に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(報告の徴収等)

第三十四条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、主務大臣又は新技術等実証計画若しくは革新的データ産業活用計画を提出した者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(政令への委任)

第三十五条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

(資金の確保)

第四十三条 国は、認定新技術等実証実施者、認定革新的データ産業活用事業者又は認定先端設

備等導入事業者が認定新技術等実証計画、認定革新的データ産業活用計画又は認定先端設備等導入計画を短期間に円滑に実施するために必要な資金の確保に努めるものとする。

(経営改革の促進のための措置)

第四十四条 国は、事業者において、革新的事業活動による短期間での生産性の向上のための取組の積極的な実施に向けた機動的かつ的確な経営判断が行われるよう、事業者における意思決定の過程の透明性及び客觀性を実効的に確保するための体制の構築その他の経営改革を促進するに必要な措置を計画実行期間内に集中的に講ずるよう努めるものとする。

(研究開発の推進等に係る事業環境の整備)

第四十五条 国は、革新的事業活動を促進するため、研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化に必要な事業環境の整備を計画実行期間内に集中的に行うよう努めるものとする。

(人材の確保の円滑化のための施策)

第四十六条 国は、多様かつ高度な能力及び経験を有する人材が我が国産業における革新的事業活動の重要な担い手であることに鑑み、大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び事業者と緊密な連携協力を図り、事業者におけるその人材の確保の円滑化のために必要な施策を計画実行期間内に集中的に講ずるよう努めるものとする。

(革新的事業活動の促進に資する社会資本の整備)

第四十七条 国は、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動の促進に資する電気通信システムその他の社会資本が計画実行期間内に集中的に整備されるよう努めるものとする。

(経済社会の持続的な発展に向けた取組への投資についての配慮)

第四十八条 国は、革新的事業活動の促進に資する環境の保全、エネルギーの使用の合理化その他の経済社会の持続的な発展に向けた取組への投資が計画実行期間内に促されるよう配慮するものとする。

(中小企業者に対する施策の総合的推進)

第四十九条 国、地方公共団体及び中小企業基盤整備機構は、我が国産業の生産性の向上に当たって中小企業者の生産性の向上が不可欠であることから、新技術等実証、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動又は先端設備等導入を実施しようとする中小企業者に対し、必要な経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第五十条 主務大臣は、認定新技術等実証実施者又は認定革新的データ産業活用事業者に対し、認定新技術等実証計画又は認定革新的データ産業活用計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 経済産業大臣は、特定市町村に対し、同意導入促進基本計画の実施状況について報告を求めることができる。

3 特定市町村の長は、認定先端設備等導入事業者に対し、認定先端設備等導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

(関係行政機関の協力体制の整備等)

第五十一条 国の関係行政機関は、革新的事業活動の促進に関する施策の推進に当たっては、我が国産業の競争力の強化に関する施策、規制の見直しに関する施策、情報の円滑な流通の促進に関する施策、地域再生の総合的かつ効果的な推進に関する施策その他の関連する施策との連携を図るため、必要な協力をを行うものとする。

(主務大臣等)

第五十二条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下この項において同じ。）とする。

- 一 第九条第一項の規定による求めに関する事項 当該求めに係る新技術等が用いられる革新的事業活動に係る事業を所管する行政機関の長並びに当該求めに係る新たな規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長
 - 二 第十条第一項の規定による求めに関する事項 当該求めに係る新技術等関係規定に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長
 - 三 新技術等実証計画に関する事項 新技術等実証計画に記載された革新的事業活動に係る事業を所管する行政機関の長並びに新技術等実証計画に記載された新技術等関係規定に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長
 - 四 革新的データ産業活用計画に関する事項 総務大臣、経済産業大臣及び革新的データ産業活用計画に係る事業を所管する行政機関の長
- 2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、第二条第三項、第十一条第三項第七号及び第十五条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

(権限の委任)

第五十三条 この法律による経済産業大臣及び主務大臣の権限は、経済産業大臣の権限にあっては経済産業省令に定めるところにより、主務大臣の権限にあっては主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長にそれぞれ委任することができる。

第五章 罰則

(略)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(略)

二 第五十条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に廃止するものとする。

(施行前の準備)

第三条 第三十三条の規定による委員会の委員の任命に関し必要な行為は、この法律の施行の日前においても、同条の規定の例によりすることができる。

(略)

(内閣府設置法の一部改正)

第五条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。附則 第二条第三項中「次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる」を「生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）がその効力を有する間、同法第三十二条第一項に規定する」に改め、同項の表を削る。

附則第四条第二項中「地方分権改革推進法」を「生産性向上特別措置法」に、「地方分権改革推進委員会」を「革新的事業活動評価委員会」に改める。

(略)

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2. 生産性向上特別措置法施行令（平成三十年政令第百八十一号）（抜粋）

（新技術等実証関連保証に係る保険料率）

第一条 生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第十六条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。第三条及び第八条において同じ。）一年につき、普通保険（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険をいう。第三条及び第八条において同じ。）及び無担保保険（同法第三条の二第一項に規定する無担保保険をいう。第三条及び第八条において同じ。）にあっては○・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、○・三五パーセント）、特別小口保険（同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険をいう。第三条及び第八条において同じ。）にあっては○・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、○・一五パーセント）とする。

（略）

（先端設備等導入関連保証に係る保険料率）

第八条 法第四十二条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、普通保険及び無担保保険にあっては○・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、○・三五パーセント）、特別小口保険にあっては○・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、○・一五パーセント）とする。

（略）

附 則

この政令は、法の施行の日（平成三十年六月六日）から施行する。

（以下略）

3. 革新的事業活動評価委員会令（平成三十年政令第百八十二号）（抜粋）

（法第三十一条第四号の政令で定める事項）

第一条 生産性向上特別措置法第三十一条第四号の政令で定める事項は、同条第一号から第三号までに掲げる評価を行うために必要な調査（情報及び資料の分析を含む。）とする。

（組織）

第二条 革新的事業活動評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員十五人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員等の任命）

第三条 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（委員長）

第五条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第六条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(議事)

第七条 委員会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものの中の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。
- 4 委員、臨時委員及び専門委員は、自己の利害に關係する議事に参与することができない。

(資料の提出等の要求)

第八条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において、内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第八条第一項の規定により内閣官房に置かれる内閣参事官のうち同令第九条第一項の規定により命を受けて委員会の庶務への協力に関する事務をつかさどるものとの協力を得て処理する。

(委員会の運営)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、生産性向上特別措置法の施行の日（平成三十年六月六日）から施行する。

(内閣府本府組織令の一部改正)

- 2 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。
附則第二条第三項中「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号）」を「生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）」に、「同法第二条第一項に規定する対応措置（自衛隊が実施するものを除く。）の実施」を「革新的事業活動評価委員会の庶務」に改める。

附則第三条第二項の表平成二十二年三月三十一日の項を削る。

附則第九条第三項中「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」を「生産性向上特別措置法」に改める。

4. 生産性向上特別措置法施行規則（平成三十年内閣府令・公正取引委員会規則・個人情報保護委員会規則・総務省令・法務省令・財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令・原子力規制委員会規則第一号）（抜粋）

第一章 総則

(用語の定義)

第一条 この命令において使用する用語は、生産性向上特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二章 革新的事業活動の促進

第一節 新技術等実証の促進

(新たな規制の特例措置の求めに係る手続)

第二条 法第九条第一項の規定により新たな規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施しようとする者は、当該新たな規制の特例措置の整備を求めるときは、当該新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した様式第一による要望書（次項及び第三項において「要望書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

- 2 二以上の主務大臣に要望書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該要望書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。
- 3 法第九条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、要望書を受理した日から原則として一月以内に、当該要望書に対する主務大臣の見解を記載した書類を添えて、革新的事業活動評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。
- 4 法第九条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、前項の意見を踏まえ、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した様式第二による通知書を当該求めをした者に交付するとともに、様式第三により、当該新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。この場合において、主務大臣は、当該新たな規制の特例措置の内容を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。
- 5 法第九条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、第三項の意見を踏まえ、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないと認めるとき、又は適当でないと認めるときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、その旨及びその理由を記載した様式第四による通知書を当該求めをした者に交付するものとする。この場合において、主務大臣は、新たな規制の特例措置を講じないこととする旨及びその理由を、革新的事業活動評

価委員会に通知するものとする。

- 6 法第九条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置の整備についての検討の状況に照らし、第三項に規定する期間内に同項の意見を求めることができないこと又は前二項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該意見を求めるまでの間又は通知書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした者及び革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。

(解釈及び適用の確認に係る手続)

第三条 法第十条第一項の規定により新技術等実証を実施しようとする者は、その実施しようとする新技術等実証に係る新技術等関係規定の解釈及び当該新技術等実証に対する当該新技術等関係規定の適用の有無について、その確認を求めるときは、当該新技術等関係規定の内容その他の事項を記載した様式第五による照会書（次項及び第三項において「照会書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

- 2 二以上の主務大臣に照会書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該照会書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。
- 3 法第十条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、照会書を受理した日から原則として一月以内に、当該求めに係る解釈及び適用の有無並びにその理由について記載した様式第六による回答書を当該求めをした者に交付するものとする。
- 4 法第十条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、前項に規定する期間内に同項の回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

(新技術等実証計画の認定の申請)

第四条 法第十一条第一項の規定により新技術等実証計画の認定を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、様式第七による申請書（以下この条及び次条において「申請書」という。）を、主務大臣に提出しなければならない。

- 2 申請者が法第十六条第一項に規定する新技術等実証関連保証又は法第十八条の規定による独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う債務の保証を受けて新技術等実証の実施に必要な資金を調達しようとする場合においては、申請書に当該新技術等実証計画の実施に必要な資金の用途及び調達方法についての内訳を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 主務大臣は、申請書及び前項の書類のほか、新技術等実証計画が法第十一条第四項に規定する要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 4 二以上の主務大臣に申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

(新技術等実証計画の認定)

第五条 主務大臣は、法第十一條第一項の規定により新技術等実証計画の提出を受けた場合において、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該新技術等実証計画に係る申請書に当該新技術等実証計画に対する主務大臣の見解を記載した書類を添えて、革新的事業活動評価委員会に送付し、意見を聞くものとする。

- 2 法第十一條第一項の規定による新技術等実証計画の提出を受けた主務大臣は、前項の意見を踏まえ、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、前項の新技術等実証計画の認定をするときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、申請者に法第十二條第一項の認定証を交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該新技術等実証計画の認定をする旨を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。
- 3 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による通知書を当該申請者に交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該新技術等実証計画の認定をしない旨及びその理由を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。
- 4 主務大臣は、第二項の認定をしたときは、様式第九により、当該認定の日付、当該認定新技術等実証実施者の名称及び当該認定新技術等実証計画の内容を公表するものとする。

(認定証の交付等)

第六条 法第十二條第一項の認定証の様式は、様式第十のとおりとする。

- 2 法第十二條第四項の規定による報告は、様式第十一により行わなければならない。
- 3 認定新技術等実証実施者は、法第十三條第一項の規定による新技術等実証計画の変更をしようとする場合又は同条第二項若しくは第三項の規定による認定新技術等実証計画の認定の取消しを受けた場合には、遅滞なく、主務大臣に認定新技術等実証計画に係る認定証を返納しなければならない。
- 4 認定新技術等実証実施者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、当該認定証に記載された新技術等実証の実施期間内に限り、様式第十二による申請書を主務大臣に提出してその再交付を申請することができる。この場合において、認定証を破り、又は汚した認定新技術等実証実施者は、申請書に当該認定証を添えなければならない。
- 5 認定新技術等実証実施者は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、遅滞なく、主務大臣にこれを返納しなければならない。

(認定新技術等実証計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第六条 法第十三條第一項の規定により新技術等実証計画の変更の認定を受けようとする認定新技術等実証実施者（第五項及び第六項において「申請者」という。）は、様式第十三による申請書（以下この条において「申請書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書の提出は、認定新技術等実証計画の写しを添付して行わなければならない。
- 3 二以上の主務大臣に申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。
- 4 主務大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る新技術等実証計画の提出を受けた場合において、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該新技術等実証計画に係る申請書に当

該新技術等実証計画に対する主務大臣の見解を記載した書類を添えて、革新的事業活動評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。

5 第一項の変更の認定の申請に係る新技術等実証計画の提出を受けた主務大臣は、前項の意見を踏まえ、速やかに法第十三条第六項において準用する法第十一条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該新技術等実証計画の変更の認定をするときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、申請者に法第十三条第六項において準用する法第十二条第一項の認定証を交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該変更の認定をする旨を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。

6 主務大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十四による通知書を申請者に交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該変更の認定をしない旨及びその理由を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。

7 主務大臣は、第五項の変更の認定をしたときは、様式第十五により、当該認定の日付、当該認定新技術等実証実施者の名称及び当該認定新技術等実証計画の内容を公表するものとする。

(認定新技術等実証計画の変更の指示)

第七条 主務大臣は、法第十三条第三項の規定により認定新技術等実証計画の変更を指示しようとするときは、革新的事業活動評価委員会に当該変更の指示の内容及びその理由を記載した書面を送付し、意見を聴くものとする。

2 主務大臣は、前項の意見を踏まえ、認定新技術等実証計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第十六による通知書を当該変更の指示を受ける認定新技術等実証実施者に交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該変更の指示の内容及びその理由を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。

(認定新技術等実証計画の認定の取消し)

第八条 主務大臣は、法第十三条第二項の規定により認定新技術等実証計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十七による通知書を当該認定が取り消される認定新技術等実証実施者に交付するものとする。

2 主務大臣は、法第十三条第三項の規定により認定新技術等実証計画の認定を取り消そうとするときは、革新的事業活動評価委員会に当該認定の取消しを行う旨及びその理由を記載した書面を送付し、意見を聴くものとする。

3 主務大臣は、前項の意見を踏まえ、認定新技術等実証計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十七による通知書を当該認定が取り消される認定新技術等実証実施者に交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該認定を取り消す旨及びその理由を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。

4 主務大臣は、認定新技術等実証計画の認定を取り消したときは、様式第十八により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

(略)

第三章 雜則

(略)

(実施状況の報告)

第二十一条 認定新技術等実証実施者は、主務大臣の求めに応じて、新技術等実証の実施状況を、定期的に、様式第四十三により主務大臣に報告しなければならない。

- 2 認定新技術等実証実施者は、新技術等実証の実施に関し事故等があったときは、その状況を遅滞なく、主務大臣に報告しなければならない。
- 3 認定新技術等実証実施者は、認定新技術等実証計画に基づく新技術等実証の終了時における実施状況について、原則として終了後三月以内に、様式第四十四により、主務大臣に報告をしなければならない。

(略)

附 則

この命令は、生産性向上特別措置法の施行の日（平成三十年六月六日）から施行する。

5. 様式（抜粋）

様式第一（第2条関係）

新たな規制の特例措置の整備に係る要望書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、新たな規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施したいので、別添の書類を添えて、下記のとおり新たな規制の特例措置の整備を求める。

記

1. 新技術等実証の目標
2. 次に掲げる新技術等実証の内容
 - (1) 新技術等及び革新的事業活動の内容
 - (2) 法第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法
 - (3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法
3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所
4. 参加者等の具体的な範囲
5. 新技術等実証を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置に係る新技術等関係規定の条項
6. 新技術等実証を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
7. その他

（備考）

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

1. 新技術等実証の目標

新技術等実証の目標（新技術等実証を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す実証の方向性）を、新技術等実証の後に行おうとする革新的事業活動を踏まえて要約的に記載する。

2. 新技術等実証の内容

(1) 「(2)」には、実証を適切に実施するために必要となる措置についても記載する。
(2) 「(3)」には、新技術等の実用化に当たって当該新技術等に関する規制について分析する場合に記載する。「分析の内容」には、規制が成立した時点で想定されていなかったような革新的な技術を利用することで、規制の目的を一層適切に達成することが可能である等の仮説を、「実施方法」には、分析に使用する情報・資料をそれぞれ記載する。

3. 実施場所には、新技術等実証を行う場所の住所を記載する。インターネット上で完結するサービスに関する実証など、実証を行う住所が性質上特定できない場合は、可能な限り場所が判別できるように記載する。
4. 新技術等実証を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
 - (1) 整備を求める規制の特例措置の内容（現行規制が目的としている安全性等の確保を、現行規制とは異なる方法により担保するための措置等の提案を含むものとする。）を要約的に記載する。
 - (2) 新たな規制の特例措置を整備することにより実施が可能となる新技術等実証の内容を要約的に記載する。
 - (3) 現行規制の範囲において、既に実証の一部を実施している場合はその内容を記載する。

様式第二（第2条関係）

新たな規制の特例措置を講ずることとする旨の通知書

年　月　日

殿

主務大臣　名

年　　月　　日付けで整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり整備することとしましたので、通知します。

記

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し
3. その他

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第三（第2条関係）

講ずることとする新たな規制の特例措置の内容の公表

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し
3. その他

(記載要領)

「1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容」中、新たな規制の特例措置の整備を行った者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第四（第2条関係）

新たな規制の特例措置を講じないこととする旨の通知書

年　月　日

殿

主務大臣　名

年　　月　　日付けで整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり講じないこととすると判断しましたので、通知します。

記

1. 特例措置を講ずることが必要でない又は適当でないと判断する理由
2. 規制の特例措置の整備によらず、新技術等実証の実施が可能となる範囲若しくはそのための方策又は規制の緩和若しくは撤廃の見通しがある場合はその内容
3. 革新的事業活動評価委員会からの意見の概要
4. その他

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

「2.」には、整備を求められた新たな規制の特例措置の内容の改善点、現行規制下において対応が可能な新技術等実証の実施内容若しくはそのための方策又は規制の特例措置の整備によらず規制の緩和若しくは撤廃が行われる見通し等を具体的に記載すること。

様式第五（第3条関係）

新技術等実証に係る新技術等関係規定に関する照会書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、実施しようとする新技術等実証に係る新技術等関係規定の解釈及び当該新技術等実証に対する当該新技術等関係規定の適用の有無について、確認を求める。

記

1. 新技術等実証の目標
2. 次に掲げる新技術等実証の内容
 - (1) 新技術等及び革新的事業活動の内容
 - (2) 法第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法
 - (3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法
3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所
4. 参加者等の具体的な範囲
5. 新技術等関係規定の条項
6. 具体的な確認事項
7. その他

（備考）

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

1. 新技術等実証の目標
新技術等実証の目標（新技術等実証を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す実証の方向性）を、新技術等実証の後に行おうとする革新的事業活動を踏まえて要約的に記載する。
2. 新技術等実証の内容
 - (1) 「(2)」には、実証を適切に実施するために必要となる措置についても記載する。
 - (2) 「(3)」には、新技術等の実用化に当たって当該新技術等に関する規制について分析する場合に記載する。「分析の内容」には、規制が成立した時点で想定されていなかったような革新的な技術を利用することで、規制の目的を一層適切に達成することが可能である等の仮説を、「実施方法」には、分析に使用する情報・資料をそれぞれ記載する。
3. 実施場所には、新技術等実証を行う場所の住所を記載する。インターネット上で完結するサービスに関する実証など、実証を行う住所が性質上特定できない場合は、可能な限り場所が判別できるように記載する。
4. 具体的な確認事項には、新技術等関係規定の適用関係についての自己の見解を記載する。

様式第六（第3条関係）

新技術等実証に係る新技術等関係規定の解釈等に関する回答書

年　月　日

殿

主務大臣　名

年　　月　　日付けで別添により確認の求めのあった件について、下記のとおり回答します。

記

1. 新技術等関係規定の解釈及び新技術等実証に対する当該新技術等関係規定の適用関係並びにその理由
2. 現行規定において、新技術等実証の一部の実施が可能である場合にはその範囲又は実施が可能となるための方策がある場合はその内容
3. その他

(注) 本回答は、確認を求める対象となる法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

様式第七（第4条関係）

新技術等実証計画の認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 新技術等実証の目標
2. 次に掲げる新技術等実証の内容
 - (1) 新技術等及び革新的事業活動の内容
 - (2) 法第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法
 - (3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法
3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所
4. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法
5. 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法
6. 法第2条第2項第2号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項
7. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には当該規制の特例措置の内容
8. 連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス
9. その他

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 新技術等実証の目標
新技術等実証の目標（新技術等実証を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す実証の方向性）を、新技術等実証の後に行おうとする革新的事業活動を踏まえて要約的に記載する。
2. 新技術等実証の内容
 - (1) 「(2)」には、実証を適切に実施するために必要となる措置についても記載する。
 - (2) 「(3)」には、新技術等の実用化に当たって当該新技術等に関する規制について分析する場合に記載する。「分析の内容」には、規制が成立した時点で想定されていなかったような革新的な技術を利用することで、規制の目的を一層適切に達成することが可能である等の仮説を、「実施方法」には、分析に使用する情報・資料をそれぞれ記載する。
3. 実施場所には、新技術等実証を行う場所の住所を記載する。インターネット上で完結するサービスに関する実証など、実証を行う住所が性質上特定できない場合は、可能な限り場所が判別できるように記載する。
4. 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - (1) 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。

- (2) 法第16条の規定に基づき、信用保証協会の制度を利用して金融機関から融資を受けようとする場合には、借入先金融機関名を示しつつ、その旨を記載する。
 - (3) 社債又は資金の借入れについて法第18条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受けようとする場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ記載する。
5. 既存の法令に規定されている特別認可制度等の活用が見込まれる場合は「6. 法第2条第2項第2号に規定する規制係る新技術等関係規定の条項」にその旨を記載する。
6. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合であって、新技術等実証の実施と併せて講ずる必要のある措置が政令又は主務省令により規定されている場合には、当該措置の内容を要約的に記載する。
7. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法
当該実証により権利利益を害されるおそれがある者があるときは、その範囲を記載するとともに、当該実証を適切に実施するために必要となる措置を講ずることなどにより、参加者等以外に権利利益を害されるおそれがある者が存在しないことがわかるように記載する。

様式第八（第5条関係）

新技術等実証計画の不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった新技術等実証計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

1. 不認定の理由
2. 革新的事業活動評価委員会からの意見の概要

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

生産性向上特別措置法第11条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第九（第5条関係）

1. 認定をした年月日
2. 認定新技術等実証実施者の名称
3. 認定新技術等実証計画の目標
4. 認定新技術等実証計画の内容
 - (1) 新技術等及び革新的事業活動の内容
 - (2) 生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法
 - (3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法
5. 新技術等実証の実施期間及び実施場所
6. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法
7. 法第2条第2項第2号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項
8. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には当該規制の特例措置の内容

（記載要領）

「4. 認定新技術等実証計画の内容」中、認定新技術等実証実施者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十（第6条関係）

新技術等実証計画の認定証

年　月　日

殿

主務大臣　名

年　月　日付けで認定申請のあった新技術等実証計画は、次に記載する生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第11条第4項各号のいずれにも適合することが認められました。

- 1 当該新技術等実証計画が革新的事業活動実行計画及び基本方針に照らし適切なものであること。
- 2 当該新技術等実証計画に係る新技術等実証（法第11条第3項第4号に規定する同意の取得を含む。）が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- 3 当該新技術等実証計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令並びに法第11条第3項第6号に掲げる新技術等関係規定に違反するものでないこと。

そのため、法第11条第1項の規定により当該新技術等実証計画を認定します。

記

1. 認定の年月日
2. 認定新技術等実証実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
3. 当該認定に係る新技術等実証計画の内容
 - (1) 新技術等実証計画の概要
 - (2) 新技術等関係規定の条項
 - (3) 実証を適切に実施するために必要となる措置
4. 当該認定に係る新技術等実証計画の実施期間

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2. 認定新技術等実証計画の写しを添付する。

様式第十一（第6条関係）

参加者等の同意の取得状況報告書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　　月　　日付けで認定を受けた新技術等実証計画について、以下のとおり認定新技術等実証計画に記載した参加者等から同意を取得したので報告します。

記

1. 同意を取得した参加者等
2. 同意の取得方法

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第十二（第6条関係）

新技術等実証計画の認定証の再交付申請書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

生産性向上特別措置法施行規則第6条第4項の規定に基づき、
で認定を受けた新技術等実証計画の認定証の再交付を申請します。年　月　日付け

記

1. 連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス
2. 申請の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第十三（第7条関係）

認定新技術等実証計画の変更認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　　月　　日付けで認定を受けた新技術等実証計画について下記のとおり変更したいので、生産性向上特別措置法第13条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第十四（第7条関係）

認定新事業活動計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで変更認定申請のあった新技術等実証計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

1. 不認定の理由
2. 革新的事業活動評価委員会からの意見の概要

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

生産性向上特別措置法第11条第4項のうち、認定しない理由を具体的に記載する。

様式第十五（第7条関係）

変更後の認定新技術等実証計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の認定新技術等実証実施者の名称
3. 変更後の認定新技術等実証計画の目標
4. 変更後の認定新技術等実証計画の内容
 - (1) 新技術等及び革新的事業活動の内容
 - (2) 生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法
 - (3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法
5. 変更後の新技術等実証の実施期間及び実施場所

（記載要領）

「4. 変更後の認定新技術等実証計画の内容」中、認定新技術等実証実施者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十六（第8条関係）

認定新技術等実証計画の変更指示の通知書

年　月　日

殿

主務大臣　名

年　　月　　日付けで認定をした新技術等実証計画については、下記のとおり変更を指示します。

記

1. 変更の指示の内容
2. 変更を指示する理由
3. 革新的事業活動評価委員会からの意見の概要

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

生産性向上特別措置法第11条第4項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第十七（第9条関係）

認定新技術等実証計画の認定取消し通知書

年　月　日

殿

主務大臣　名

年　月　日付けで認定をした新技術等実証計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

1. 認定を取り消す理由
2. 革新的事業活動評価委員会からの意見の概要

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

生産性向上特別措置法第13条第2項又は第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第十八（第9条関係）

認定新技術等実証計画の認定取消しの公表

1. 認定の取消しをした年月日
2. 認定を取り消した新技術等実証実施者の名称
3. 認定を取り消した新技術等実証計画の内容
4. 認定取消しの理由

(記載要領)

認定を取り消された新技術等実証実施者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第四十三（第21条関係）

認定新技術等実証計画の実施状況定期報告書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　　月　　日　　日付けで認定を受けた新技術等実証計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 新技術等実証の目標の達成状況
2. 実施した新技術等実証の内容及び進捗の状況

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
3. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には、この報告のほかに、新技術等関係規定に係る法令を所管する主務大臣から規制の特例措置の適用状況について報告を求められる場合がある。

(記載要領)

1. 新技術等実証の目標の達成状況は簡潔に記載する。また、報告を予定しているデータ及び報告時期を記載する。
2. 「2.」には新技術等実証の実施開始からの進捗状況を簡潔に記載する。

様式第四十四（第21条関係）

認定新技術等実証計画の実施状況報告書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　　月　　日　　日付けで認定を受けた新技術等実証計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 新技術等実証の目標の達成状況
2. 実施した新技術等実証の内容及び規制の特例措置の適用状況

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
3. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には、この報告のほかに、新技術等関係規定に係る法令を所管する主務大臣から規制の特例措置の適用状況について報告を求められる場合がある。

(記載要領)

1. 新技術等実証の目標の達成状況
新技術等実証に係る目標の達成状況を要約的に記載する。
2. 実施した新技術等実証の内容については、別表により、認定新技術等実証実施者が実施した措置等について、計画と実績を対比させてそれぞれ記載する。
※規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施した場合には、その内容を要約的に記載する。

別表

実施した新技術等実証の内容及び規制の特例措置の適用状況

区分	計画	実績
実施内容等		

6. 革新的事業活動に関する実行計画（平成三十年六月十五日閣議決定）（抜粋）

一. 計画実行期間

革新的事業活動に関する実行計画に係る計画実行期間については、2020年度までとする。

なお、当該期間における取組を、中長期的な取組にも連動させていく観点から、2025年度までの取組の見通しも併せて記載する。

二. 革新的事業活動関連施策についての基本的な方針

（1）これまでの取組

2020年を大きな目標として、世界に先駆けて「生産性革命」を実現するため、大胆な税制、予算、規制改革等の政策を総動員する「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）を策定するとともに、これに基づき「生産性向上特別措置法」（平成30年法律第25号）が成立・施行されるなど、生産性革命に向けた取組は着実に進展している。

さらに、第4次産業革命の技術革新を存分に取り込み、「Society 5.0」や「データ駆動型社会」への変革を目指す「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）を策定した。

（2）革新的事業活動関連施策の集中的・一体的推進、迅速・確実な実施

我が国産業の国際競争力の維持及び強化に向け、これまで取り組んできた施策を加速・具体化しつつ、必要な法制上の措置を速やかに講ずるなど、「未来投資戦略2018」に盛り込まれた施策を迅速かつ確実に実行していく。

このため、本実行計画において、生産性向上特別措置法第6条第1項に定める「革新的事業活動関連施策」として、現時点で施策の目標及び内容、実施期間並びに担当大臣を明らかにできるものを、三において具体的に示す。

三. 新技術等実証の促進に関する施策、革新的データ産業活用の促進に関する施策及び その他の革新的事業活動関連施策の目標及び内容、実施期間並びに担当大臣

新技術等実証の促進に関する施策、革新的データ産業活用の促進に関する施策及び他の革新的事業活動関連施策の目標及び内容、実施期間並びに担当大臣は、別添のとおりである。

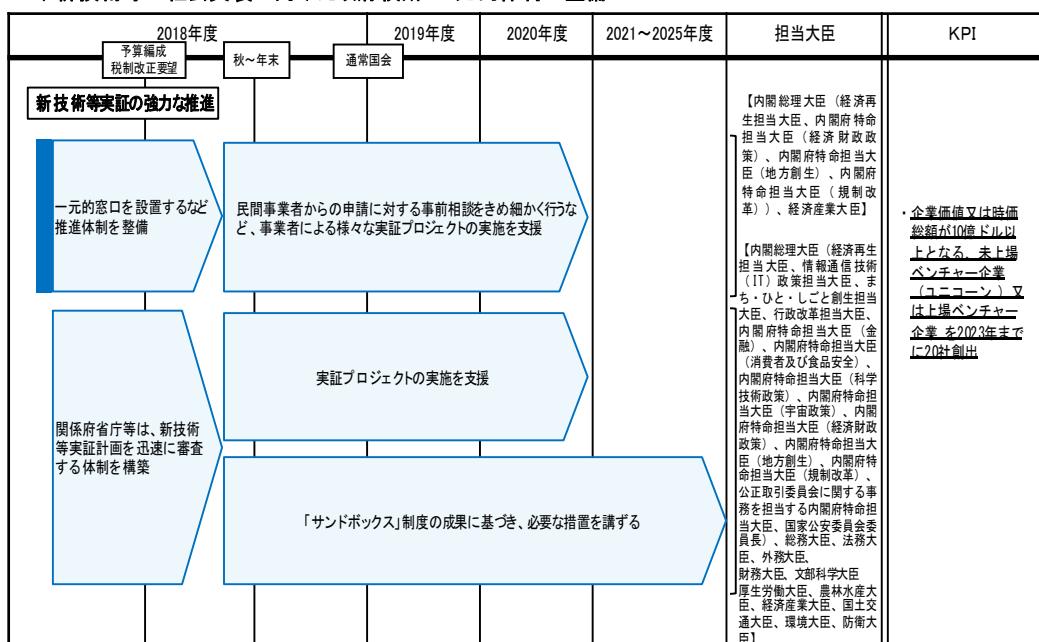
なお、

- ①新技術等実証に関する施策は、128 ページ
- ②革新的データ産業活用に関する施策は、44 ページ、89 ページ
- ③①及び②以外の革新的事業活動関連施策は、上記以外のページに記載している。

(略)

[2]大胆な規制・制度改革

1. サンドボックス制度の活用と縦割規制からの転換／ プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備／競争政策の在り方 i) 新技術等の社会実装に向けた政府横断・一元的体制の整備



- 128 -

7. 新技術等実証の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針（平成三十年六月十五日閣議決定）

生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、新技術等実証の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定める。

第一 新技術等実証の意義

近年、AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルを活用した新たな事業が世界中で次々と生まれ出されている。国際的な競争優位を確保しつつ持続的な経済成長を図っていくためには、こうした技術やビジネスモデルの実用化を早期に行い、革新的な商品・サービスを間断なく創出することで、生産性を飛躍的に向上させることが極めて重要である。

このため、法に基づき、こうした新しい技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、新技術等実証制度（いわゆる「規制のサンドボックス制度」）が創設された。本制度は、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制の適用を受けることなく、新しい技術等の実証を行うことができる環境を整えることで、迅速な実証を可能とともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進するものである。

第二 新技術等実証の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1. 基本理念

「生産性革命・集中投資期間」である 2020 年までの 3 年間に、革新的な事業活動を行う事業者の取組を促進し、短期間に生産性を向上させるため、これまでにない革新的なアイデアについて、期間や参加者を限定し、参加者の同意を得ること等により「まずやってみる」ことを許容し、情報・資料を収集・分析することで、迅速な実証と社会実装の実現を図る。

2. 新技術等実証の趣旨

法第 2 条第 2 項に規定する「新技術等実証」とは、次のいずれにも該当するものである。

- ① 新技術等の実用化の可能性について行う実証であって、その実施期間及び当該実証に参加する者（当該実証により権利利益を害されるおそれがある者があるときは、その者を含む。以下「参加者等」という。）の範囲を特定し、当該参加者等の同意を得ることその他当該実証を適切に実施するために必要となる措置を講じて行うものである。

- ② 新技術等の実用化に当たって当該新技術等に関する規制について分析する場合にあっては、当該新技術等を実用化するための規制の在り方を含めた課題についての分析及びその結果の検討を行うものである。

第三 新技術等実証計画の認定に関する基本的な事項

1. 新技術等実証計画

(1) 概要

新技術等実証を実施しようとする者は、法第11条第1項に基づき、新技術等実証計画を作成し、主務大臣（新技術等実証計画に記載された革新的事業活動に係る事業を所管する行政機関の長（以下「事業所管大臣」という。）並びに新技術等実証計画に記載された新技術等関係規定に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長（以下「規制所管大臣」という。））に提出¹し、その認定を受けることができる。

(2) 新技術等実証計画の記載事項

新技術等実証計画には、法第11条第3項各号に基づき、以下の事項を記載する。

ア 新技術等実証の目標

新技術等実証計画において実施しようとする「新技術等実証の目標」を、新技術等実証の後に行おうとする革新的事業活動を踏まえて記載する。

イ 新技術等実証の内容

(ア) 新技術等及び革新的事業活動の内容

「新技術等」については、法第2条第2項第1号に基づき、革新的事業活動において用いようとする技術又は手法であって、当該革新的事業活動の属する事業分野において著しい新規性を有するとともに、当該革新的事業活動で用いられることにより、高い付加価値を創出する可能性があるものを記載する。なお、「著しい新規性を有する」新技術等とは、当該分野において通常用いられている技術や手法と比して新規性を有し、実用化や事業化の議論が生じている技術や手法のことであり、例えば、AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンなどに関連した技術や手法は、これに該当する。

「革新的事業活動」については、法第2条第1項に基づき、当該新技術等を用いて行うことを予定している革新的事業活動の内容を記載する。

(イ) 法第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

¹ 一定の要件を満たす電子的な提出を含む。

「新技術等実証の内容及びその実施方法」として、どのような情報・資料を収集するのか、そのために何を行うのか、得た情報・資料を用いてどのように実用可能性を検証しようとしているか等を記載する。

また、法第2条第2項第1号に基づき「当該実証を適切に実施するために必要となる措置」を記載する。例えば、参加者等の安全を確保するための適切な措置や、主務大臣に対する定期的な状況報告など、実証内容に照らして柔軟に設定する。

(ウ) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

「分析の内容」は、規制が成立した時点で想定されていなかったような革新的な技術を利用することで、規制の目的を一層適切に達成することが可能であるなどの仮説を記載する。「実施方法」は、分析に使用する情報・資料を記載する。

ウ 新技術等実証の実施期間及び実施場所

「実施期間」は、情報・資料を取得するために必要な期間を設定することを原則とし、例えば3か月や半年など、実証内容に照らして適切な期間を設定する。

「実施場所」は、範囲を特定して行うという新技術等実証の趣旨を踏まえて、実証内容に照らして適切に設定する。なお、インターネット上で完結するサービスに関する実証など、実証が行われる住所が性質上特定できないものについては、可能な限り場所が判別できるように記載する。

エ 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

「参加者等の具体的な範囲」については、法第2条第2項第1号に基づき、新技術等実証を行う事業者、需要者などの参加者に加え、当該実証により権利利益を害されるおそれがある者があるときは、その者も含め、記載する。

「当該実証により権利利益を害されるおそれがある者²」としては、当該実証に係る新技術等に関する規制に係る新技術等関係規定により保護された権利利益を侵害され、または社会通念上必然的に侵害されるおそれがある者について記載する。

「同意の取得方法」については、法第12条第3項に基づき、新技術等実証計画の認定を受けた場合に交付される認定証を提示して³実証の趣旨や意義、新技術等関係規定やリスクの内容等を理解した上で実証に参加することについて同意を取得すること、電子的方法で同意を取得する場合にはその具体的方法などを記載する。

オ 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

認定新技術等実証計画（以下「認定計画」という。）に基づき新技術等実証を実施するに当たり、円滑な実施が可能か否かについて判断する材料として、実施に必要となる資金の額及び想定される資金調達方法について記載する。

² 当該実証により権利利益を害されるおそれがある者については、個別の実証内容に応じ様々な場合が想定されるが、基本的には、当該実証の内容、新技術等関係規定の趣旨等を踏まえて、当該実証によって当該新技術等関係規定によって保護されている権利利益が侵害されるおそれが想定される者をいう。

他方、新技術等関係規定により保護された権利利益とはいえない反射的利益又は事実上の利益を有するに過ぎない者については、当該実証により権利利益を害されるおそれがある者には、該当しないものと考えられる。

また、当該実証の内容について、これを幅広く事前に告知すること、説明会を実施すること、実証が行われる地域について立入禁止にすることなどの措置を講じることにより、当該実証により影響を受け得る者が、当該実証がもたらし得る不利益を合理的な方法で避けることができるようになっている場合には、こうした者は参加者等に該当しないものと考えられる。

³ 一定の要件を満たす電子的な提示を含む。

カ 法第2条第2項第2号に規定する規制についての新技術等関係規定

新技術等実証計画に記載された新技術等実証に係る新技術等に関する規制に係る新技術等関係規定として、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を記載⁴する。

キ 法第15条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、当該規制の特例措置の内容

新技術等実証を実施するために規制の特例措置の適用を受けようとする場合は、どの規制の特例措置を受けようとしているのか具体的に記載する。その際、規制の特例措置を規定する法令において規定されている代替措置等をどのように講ずることとしているのかについても記載する。主務大臣は、規制の特例措置を記載した当該新技術等実証計画について、当該新技術等実証に係る新技術等関係規定の違反の有無については特例措置を前提に審査を行い、法第11条第4項各号に規定する要件に適合するかを確認し、当該新技術等実証計画の認定を行うものとする。

ク その他新技術等実証の実施に関し必要な事項

上記の項目以外にも、実施に関して必要な事項がある場合は、記載する。

2. 新技術等実証計画の認定基準

(1) 基本的考え方

主務大臣は、新技術等実証計画の提出を受けた場合、下記の要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定を行うものとする。この場合において、主務大臣は、革新的事業活動評価委員会の意見を聴くものとする。

- ① 当該新技術等実証計画が革新的事業活動に関する実行計画（法第6条、第7条）及び基本方針に照らし適切なものであること。
- ② 当該新技術等実証計画に係る新技術等実証（法第11条第3項第4号に規定する参加者等の同意の取得を含む。）が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- ③ 当該新技術等実証計画の内容が法及び法に基づく命令（告示を含む。）並びに法第11条第3項第6号に掲げる新技術等関係規定に違反するものでないこと。

⁴ 新技術等関係規定の記載に当たっては、新技術等実証計画に記載された当該新技術等関係規定に違反するものでないことを主務大臣が確認の上で認定するものであり、仮に事業者が認定された新技術等実証計画を実施する場合であっても、当該新技術等関係規定として記載されていない規制法令については法令違反となり得る場合があることに留意する必要がある。

(2) 新技術等関係規定に違反するものでないものの考え方

新技術等実証を実施するに当たって、新技術等関係規定により保護されている法益を確保することは重要である。新技術等実証の実施において当該新技術等関係規定により保護されている法益が確保されるかどうかを検討するに当たっては、今回の新技術等実証計画が、「新技術等の実用化の可能性について行う実証」（法第2条第2項）であって、「革新的事業活動」として事業化するのに先立って、事業において実際に使えるかどうかをあらかじめ確かめるものであり、限定された期間において、限定された参加者等に対して認定証（第三 3. (2)）を提示し同意を得て実施することとされているものであることに配意する。

また、特に人の生命や身体の安全に関わる新技術等実証計画を申請する場合、新技術等実証が円滑かつ確実に実施されるためには、当該新技術等実証計画に記載された新技術等関係規定により保護されている生命や身体の安全の確保を図ることは必須である。

新技術等実証を実施する事業者は、当該実証に当たって参加者等の安全を確保するとともに、人の生命等の保護法益を侵害しないことが担保される中で、実証が適切に実施されるよう、当該実証を適切に実施するために必要となる措置を講ずることが必要である。

3. 新技術等実証計画の認定手続

(1) 認定の流れ

事業者から、一元的窓口（第四 3. (1)）を経由して新技術等実証計画の申請を受けた主務大臣は、新技術等実証計画の提出を受けた日から原則として1か月以内に、革新的事業活動評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。

主務大臣が、革新的事業活動評価委員会の意見を踏まえ、当該新技術等実証計画の認定の可否を審査し、認定すると判断した場合は、革新的事業活動評価委員会からの意見が述べられた日から原則として1か月以内に、申請した事業者に対して認定証を交付するとともに、革新的事業活動評価委員会に通知する。

(2) 認定証の交付

主務大臣は、新技術等実証計画の認定を行ったときは、主務省令で定めるところにより、認定を受けた新技術等実証計画の実施者（以下「認定新技術等実証実施者」という。）に対して、以下の事項を記載した認定証を交付するものとする。

- ① 認定の年月日
- ② 認定新技術等実証実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ③ 当該認定に係る新技術等実証計画の内容及び実施期間

- ④ 当該認定に係る新技術等実証計画が法第 11 条第 4 項各号のいずれにも適合する旨

認定新技術等実証実施者は、参加者等の同意を求める場合には、認定証を提示⁵しなければならない。また、同実施者は、参加者等の同意を取得したときは、その旨を主務大臣に報告することが必要である。

4. 計画の認定の変更及び取消し

(1) 新技術等実証計画の変更手続

認定新技術等実証実施者は、当該認定に係る新技術等実証計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る認定証を提出して主務大臣の認定を受けなければならない。その際の手続は、認定時と同様、主務大臣は革新的事業活動評価委員会の意見を聴いた上で、法第 11 条第 4 項各号に掲げる要件に適合しているかを審査し、認定の可否を判断する。

(2) 認定計画に従って新技術等実証を実施していないと認める場合の認定の取消し

主務大臣は、認定新技術等実証実施者が、当該実証を適切に実施するために必要な措置を講じていない、実証を円滑かつ確実に実施するのに十分な参加者等の同意が取得できないなど、当該認定に係る新技術等実証計画に従って新技術等実証を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(3) 認定計画が認定要件のいずれかに適合しないものとなったと認める場合の計画変更の指示又は認定の取消し

主務大臣は、認定新技術等実証実施者が、認定計画に記載されたとおりに同意を得ることができず、認定計画に係る新技術等実証が円滑かつ確実に実施することが困難となった場合など、認定要件に適合しないこととなったと認めるときは、認定新技術等実証実施者に対して、計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。この場合、主務大臣は革新的事業活動評価委員会の意見を聞くものとする。

5. 新技術等実証計画の認定及び実証に基づく総合的な施策の推進

(1) 実証のモニタリング、助言

主務大臣は、新技術等実証を継続的にモニタリングする観点から、事業者負担にも配慮しながら、以下の事項について対応する。

⁵ 一定の要件を満たす電子的な提示を含む。

① 認定新技術等実証実施者は、認定計画の実施状況について、実証中の定期的な報告及び実証終了後の報告に加えて、実証中にトラブルが生じた場合には速やかに、主務大臣に報告する。

また、上記の報告のほか、主務大臣は、認定新技術等実証実施者と密接に連絡を取りつつ、新技術等実証計画の実施状況の把握に努める。

② 主務大臣は実証の実施状況を適切に把握した上で、必要に応じ、法第14条に基づき、実証の円滑かつ確実な実施のために必要な情報提供や助言を行う。また、設定要件に適合しなくなったと認められる場合や、認定計画に従って実証が実施されていないと認められるときは、主務大臣は認定を取り消すことができる。

（2）実証終了後の規制改革の推進、フォローアップ

新技術等実証計画に基づく新技術等実証の終了後は、法第20条に基づき、当該新技術等実証計画に規定された新技術等関係規定を所管する大臣は、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における同様の規制の状況、技術の進歩の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

また、革新的事業活動評価委員会は、新技術等実証計画等が及ぼす経済全般への効果について評価することが役割であるところ、新技術等実証の終了後、当初の評価どおりに当該実証が革新的事業活動の実施につながったかどうかを確認する。その後、必要に応じ、法第34条に基づき主務大臣に対して報告を求めるものとする。

第四 その他新技術等実証に関する重要事項

1. 規制の特例措置に関する事項

新技術等実証を実施しようとする際に、現行の規制が当該実証を実施することを制限又は禁止する内容を定めており、こうした規制に従って新技術等実証を実施することが困難、あるいは実施したとしても当初の実証の目的を達成することが実質的に困難な場合が想定される。

新技術等実証を実施しようとする者は、法第9条に基づき、新技術等実証の実施に先立って、主務大臣に対し、当該規制に係る新たな特例措置の整備を求めることができる。新たな規制の特例措置の整備の求めを受けた主務大臣のうち、事業所管大臣は、革新的事業活動を推進する観点から、規制所管大臣は、当該特例措置が従来の規制手法に代替され得るものとして、規制の目的や趣旨を踏まえたものとなっているかを確認する観点から、革新的事業活動評価委員会の意見も踏まえて、当該特例措置を講ずる必要があるかを判断する。

2. 新技術等関係規定の適用の有無等の確認に関する事項

新技術等実証を実施しようとする者は、法第 10 条に基づき、その実施しようとする新技術等実証に係る新技術等関係規定の解釈及び当該新技術等実証に対する当該新技術等関係規定の適用の有無について、規制所管大臣に対し、その確認を求めることができる。

新技術等実証の実施に当たり、新技術等関係規定の解釈及び適用の有無について確認を求めようとする者は、当該新技術等関係規定に係る法令を所管する規制所管大臣に対して申請し、申請を受けた当該規制所管大臣は、原則 1 か月以内に求めをした者に対して回答する。

3. 新技術等実証の推進体制

(1) 内閣官房、内閣府及び関係府省庁等の役割及び連携

ア 一元的窓口の整備、他の規制改革制度との連携

法第 51 条（関係行政機関の協力体制の整備等）の趣旨を踏まえ、事業者の利便性確保の観点から、事業者の提案を広く一元的に受け付ける窓口を、内閣官房は、内閣府と連携して、設ける。

一元的窓口においては、民間事業者に対する事前相談をきめ細かく行うものとし、新技術等の革新性の確認、新技術等関係規定の確認・整理、主務大臣の確認等について助言を行う。

また、一元的窓口において、事業者からの提案のうち、国家戦略特区、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に基づくグレーベン解消制度や新事業特例制度、規制改革推進会議の規制改革ホットライン等の活用の可能性についても確認し、他の制度を活用する方が適切な場合には適切な制度を紹介するなど、事業者の取組を政府横断的に応援する体制を整備する。

イ 関係府省庁等における推進体制の整備

関係府省庁等は、あらかじめ、新技術等実証の推進部局を、規制所管部局以外に設け、一元的窓口を経由して申請された新技術等実証計画を迅速に審査する体制を構築する。

また、関係府省庁等は、その所管分野において新しい技術又は手法の社会実装に係る施策を実施するに当たっては、新技術等実証の促進も有力な政策手段としてその活用を検討する。

ウ 関係府省庁等の連携体制の強化

基本的な取組の方針、関係府省庁等における新事業等実証の進捗等を確認するため、内閣官房が主催して関係府省庁等が参加する連絡会議を定期的に開催するもの

とする。また、新技術等実証制度が新技術等実証を実施しようとする者に幅広く利用されることとなるよう制度の周知・普及に努める。

(2) 革新的事業活動評価委員会

革新的事業活動評価委員会は、主務大臣による、新技術等実証についての新たな規制の特例措置を講ずるか否かの判断や、新技術等実証計画の認定に際し、専門的かつ客観的な観点から、新技術等実証に関する経済全般への効果に関する評価等を行い、主務大臣に対して意見を述べ、主務大臣の適切な判断に資することを主な役割として、法第31条の規定に基づき、内閣府に設置されたものである。

革新的事業活動評価委員会が行う新技術等実証に関する経済全般への効果に関する評価とは、個別の新技術等実証計画において実証しようとする新技術等について、その革新性や実用化の可能性を踏まえ、当該新技術等実証が経済、産業、イノベーションといった日本の経済の様々な側面に及ぼす影響及びインパクトについての評価である。

ア 役割及び所掌事務

(ア) 意見

革新的事業活動評価委員会は、以下の場合に、主務大臣に対して意見を述べる。

- ① 主務大臣が、新技術等実証について新たな規制の特例措置を講ずるか否かを判断しようとする場合(法第9条第4項)
- ② 主務大臣が、申請された新技術等実証計画の認定をするか否かを判断しようとする場合(法第11条第4項)
- ③ 主務大臣が、認定計画の変更を指示し、又は認定を取り消そうとする場合(法第13条第3項)

(イ) 勧告

革新的事業活動評価委員会は、その権限に属させられた事項に関し、内閣総理大臣を通じて主務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。当該勧告に対し、主務大臣は、勧告に基づき講じた措置について革新的事業活動評価委員会に通知する。

革新的事業活動評価委員会が勧告する場合は、例えば、主務大臣が新技術等実証に関する規制の特例措置や新技術等実証計画の認定の判断に際し、革新的事業活動評価委員会の意見を踏まえて検討を行っていない場合や、必要以上に検討に時間を要している場合などが考えられる。

(ウ) 報告の徴収等

革新的事業活動評価委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、主務大臣又は新技術等実証計画若しくは革新的データ産業活用計画を提出した者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

イ 組織

革新的事業活動評価委員会の人選は、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれた構成となるよう留意する。また、新技術等実証計画などを迅速かつ専門的に調査・審議するため、革新的事業活動評価委員会の下に部会を置く。必要に応じ、臨時委員や専門委員を任命し、各分野の専門的知見を反映するとともに、スピーディーな新技術等実証の実施を図る。

ウ 運営

革新的事業活動評価委員会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したもののは過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。一方で、革新的事業活動評価委員会に付される調査・審議事項について直接の利害関係を有する委員は、当該事項の審議及び議決に参加させないこととするなど、調査・審議を公平かつ中立的に行う。

あわせて、革新的事業活動評価委員会における議事の記録及び資料は、営業上の秘密等を除き、原則として公表することとし、透明性を確保する。

4. 支援措置

革新的な技術等を有するが資金調達等の制約により新技術等実証を実施することが困難な事業者を支援するため、法第 16 条から第 18 条において、下記の支援措置が設けられている。

- ①中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）の特例
- ②中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）の特例
- ③独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証

5. 文書管理

革新的事業活動評価委員会の審議、主務大臣の委員会に対する意見聴取や事業者の申請など、新技術等実証制度の計画認定の各プロセスにおいては、現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるよう、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）に基づき、行政文書の管理を適切に行う。

6. 情報公開

規制改革の検討プロセスの透明性・公平性やエビデンスに基づく政策形成の観点から、事業者の営業上の秘密に配慮しつつ、新技術等実証で得られた資料や情報は公開を原則とし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）などのルールに基づき公開する。

7. 周知

国内のみならず、海外の事業者による新技術等実証制度の活用を支援するため、国内外における当該制度の周知徹底に取り組む。

8. 基本方針の見直し

法第 8 条第 5 項に基づき、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

8. 未来投資戦略 2017・2018（抜粋）

未来投資戦略 2017（抜粋）

第1 ポイント 基本的考え方（具体的な進め方）

第3に、「まずはやってみる」という「実証による政策形成」に舵を切る。

Society 5.0に向けたイノベーションは、世界中で予測困難なスピードと経路で進化する中、社会を巻き込んで試行錯誤をしながら、失敗しても再び挑戦できるプロセスが有効となる。完全なデータと証明がないと導入できない従来の硬直的一律の制度設計では世界に後れを取ってしまい、日本は先行企業の下請け化するかガラパゴス化するしかなくなってしまう。このため、参加者や期間を限定することにより試行錯誤を許容する、規制の「サンドボックス」制度を導入する。

また、行政手続の在り方についても、事業者目線により徹底的に洗い直すことにより、規制改革・行政手続簡素化・オンライン化を一体的に推進し、重点分野の行政手続コストを原則20%以上削減することを目指す。

第2 具体的施策

II Society 5.0に向けた横割課題

B. 価値の最大化を後押しする仕組み

1. 規制の「サンドボックス」制度の創設

（1）新たに講ずべき具体的施策

急速に進展しているAI・ビッグデータ・分散台帳技術・自動飛行・自動走行をはじめとするイノベーションの成果を大胆に実証する機会を確保することにより、新たな商品・サービスに関するイノベーションを喚起し我が国経済を活性化する必要がある。

このため、具体的な社会実証を通じてイノベーションを促進する仕組みとして2つのアプローチから成る規制の「サンドボックス」制度を創設する。

第1に、プロジェクト単位の取組として、参加者や期間を限定することにより、「まずやってみる」ことを許容する枠組みを、既存の枠組みにとらわれることのない白地の形で創設する。

第2に、国家戦略特区において、事前規制・手続の抜本的見直し等により実証実験を迅速かつ円滑に実施するための枠組みを創設する。

i) プロジェクト単位の規制の「サンドボックス」制度の創設

- ・イノベーションの成果を新たな付加価値の創出につなげていくためには、試行錯誤

のための社会実証を積み重ねることが不可欠である。 試行錯誤のための社会実証がなされなければ、必要なデータ等を取得することができず、規制当局に対して「このようにやればうまくいく」という具体的なニーズを十分に証明することができないという悪循環を招来する。こうしたイノベーションは想定外のスピードで進展するため、従来の政策手法では国際的にも大きく立ち遅れ、ガラパゴス化してしまう懸念がある。参加者や期間を限定して、実証内容とリスクを説明した上での参加の同意を前提に、試行錯誤によるビジネスモデルの発展を促す規制の「サンドボックス」制度について、必要な法制上の措置を講じる。

- ・その際、こうした取組の実行に当たり関係省庁との間で、効果的な調整権限を発揮でき、イノベーションの社会実装による成長戦略を政府横断的に強力に推進する一元的な体制を構築する。
- ・実証を前に進めるための柔軟な対応を行うとともに、実証が上手くいかなかった場合におけるデータも貴重な資産であることも踏まえ、実証により得られるデータを確保する等、ハンズオン支援を丁寧に行い、実証の成果をその後のルール整備や政策立案にいかす。
- ・各省庁の担当部門は、規制の執行部門とは異なる部門とし、イノベーションを推進する観点からの推進に責任を有するトップ直轄の部局とする。
- ・年内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき、次期通常国会までに関連する法案を提出するなど必要な措置を講ずることとする。

未来投資戦略 2018（抜粋）

第1 基本的視座と重点施策

3. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」

「Society 5.0」の実現に向けた改革において、この数年が我が国にとって勝負どころであり、「物事が目に見えて変わり始めること」が実感できるスピード感が重要である。

このため、これから成長戦略においては、幅広い取組について総花的に施策を展開し、リソースを投入するのではなく、第4次産業革命の社会実装によって大きな可能性とチャンスを生む新たな展開が期待される重点分野について、

- ・新たなイノベーションの社会実装やデータ活用によって国民生活が変わる姿を、実際に「現場」を変える具体的かつ先導的なプロジェクトとして推進する、
 - ・プロジェクトの推進に当たっては、様々なプレーヤーの参画を得つつ、産学官の壁、既存の組織や業界間、省庁間の壁を越えてルールを共有し、人材・資金面での資源を重点投入する、
 - ・現状を打破する「尖った」取組を推進する際に直面する制度的な課題については、「サンドボックス」制度の活用など新たな仕組みによって直ちに解決の道筋をつけ、「Society 5.0」にふさわしい新たなルール整備につなげる、
- これらの視点から、日本の成長戦略を牽引する新たな「フラッグシップ（旗艦）・プロジェクト」（FP）を推進する。

4. 経済構造革新への基盤づくり

(2) 大胆な規制・制度改革

①サンドボックス制度の活用と、縦割り規制からの転換

- ・生産性向上特別措置法において創設された新技術等実証制度（いわゆる「規制のサンドボックス制度」）を政府横断的・一元的な体制の下で推進することにより、革新的な技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進する。
- ・従来の産業分類にとらわれない革新的なビジネスが次々と登場してくる中で、規制の「サンドボックス」制度の運用から導かれる制度見直しニーズへの対応も含め、いわゆる業法のような既存の縦割りの業規制から、サービスや機能に着目した発想で捉え直した横断的な制度への改革を推進する。

第2 具体的施策

[2] 大胆な規制・制度改革

1. サンドボックス制度の活用と縦割規制からの転換／

プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備／競争政策の在り方

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》(新) 企業価値又は時価総額が 10 億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を 2023 年までに 20 社創出＜再掲＞

(2) 政策課題と施策の目標

AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルの実用化を早期に行い、革新的な商品・サービスを間断なく創出することで、生産性を飛躍的に向上させる。

このため、生産性向上特別措置法に基づき、こうした新しい技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、新技術等実証制度（いわゆる「規制のサンドボックス制度」）の円滑な導入を図る。

また、規制の「サンドボックス」制度の活用を視野に入れつつ、従来の産業分類にとらわれない革新的なビジネスが次々と登場してくる中で、いわゆる業法のような縦割りの発想に基づく仕組みにつき、サービスや機能に着目した発想で捉え直した横断的な制度改革を推進する。

さらに、第 4 次産業革命の進展の中で大きな役割を果たしているいわゆるプラットフォーム事業者が公正かつ自由な競争をゆがめることのないようその在り方について検討を進める。

(3) 新たに講すべき具体的施策

i) 新技術等の社会実装に向けた政府横断・一元的体制の整備

- 内閣官房は、内閣府と連携して、「新技術等実証」を実施すべく規制の「サンドボックス」制度を活用しようとする者の申請を幅広く一元的に受け付けるための窓口（新技術等社会実装推進チーム（仮称））を設け、民間事業者からの申請に対する事前相談（新技術等の革新性の確認、新技術等関係規定の確認・整理、主務大臣の確認等）をきめ細かく行うものとする。
- 関係府省庁等は、あらかじめ、一元的窓口を経由して申請された新技術等実証計画を迅速に審査する体制を構築する。また、各府省庁等は、新技術等実証の推進部局を、規制所管部局以外に、設置するものとする。

9. 革新的事業活動評価委員会運営規則（平成三十年八月三十一日革新的事業活動評価委員会決定）

(総則)

第一条 革新的事業活動評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号。以下「法」という。）及び革新的事業活動評価委員会令（平成三十年政令第百八十二号。以下「委員会令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員会)

第二条 委員会の会議の招集は、委員長が行う。

- 2 委員長は、委員会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項その他必要な事項を委員並びに議事に關係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りではない。
- 3 委員長は、議長として委員会の議事を整理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の開催場所とは別の場所にいる委員等に対し、情報通信機器を活用して会議に出席させることができる。

(書面による議事)

第三条 委員長は、やむを得ない事由により委員会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徵し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(委員等以外の者の出席)

第四条 委員長は、必要と認めるときは、委員等以外の者に対し、委員会に出席して意見を述べることを求めることができる。

(委員等の除斥)

第五条 委員会令第七条第四項に規定する自己の利害に關係する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 委員等又はその配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族（以下「委員等又は配偶者等」という。）若しくはこれらであった者が、申請者（法第九条第一項の規定による求めをした者、法第十条第一項の規定による求めをした者及び法第十二条第一項の規定により新技術等実証計画の認定を受けようとする者をいう。以下同じ。）であるとき

- 二 申請者が法人である場合又は法人でない社団若しくは財団である場合、委員等又は配偶者等が、申請者の代表若しくは管理人であるとき、又はあったとき
 - 三 委員等又は配偶者等が申請者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき
 - 四 委員等又は配偶者等が申請について申請者の代理人若しくは補佐人であるとき、又はあったとき
 - 五 前各号に掲げるもののほか、委員等が、申請について特別の利害関係を有するとき
- 2 委員等は、自らについて、前項各号に規定する自己の利害に關係する場合に準ずる事情があるときその他の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれがある事情があると思料するときは、委員長に対して、その旨を申し出るものとする。

(審議の内容等の公表等)

- 第六条 委員長は、原則、会議における審議の内容等を、会議終了後、遅滞なく、適當と認める方法により、公表する。
- 2 前項の規定により審議の内容等を公表する際は、委員会において配布された資料も併せて公表する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、委員長は、会議における審議の内容等及び資料を公表することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合、申請者の正当な利益を害するおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認められる場合には、当該審議の内容等及び資料の全部または一部を非公表とすることができる。

(議事要旨)

- 第七条 委員長は、委員会の終了後、遅滞なく、当該委員会の議事要旨を作成し、適當と認める方法により、これを公表する。

(議事録)

- 第八条 委員長は、当該会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。
- 2 前項にかかわらず、議事録の公表が、我が国の利益に重大な支障を及ぼす恐れがある場合は、委員長が会議の決定を経て非公表とすることができます。

(部会)

- 第九条 部会は、委員会から付託された事項について審議する。
- 2 部会長は、部会における審議の経過及び結果を委員会において報告するものとする。

3 第二条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員等」とあるのは「当該部会に属する委員等」と読み替えるものとする。

(公表にあたっての留意事項)

第十条 委員会の出席者は、第六条の規定により公表された範囲を超えて、審議の内容等を対外的に明らかにしてはならない。ただし、自らの発言についてはこの限りではない。

(公表方法)

第十一条 運営規則第六条から第八条までに規定する資料、議事要旨及び議事録の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(その他)

第十二条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

附 則

この規則は、平成三十年八月三十一日から施行する。

10. 新技術等実証計画の認定に関する調査審議の視点 (平成三十年八月三十一日 革新的事業活動評価委員会)

1. 革新的事業活動評価委員会の職務等

生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号。以下「法」という。）に基づき創設された新技術等実証制度（いわゆる「規制のサンドボックス制度」）に関して、革新的事業活動評価委員会が担うこととされている主要な役割としては、

- 主務大臣が、申請された新技術等実証計画の認定をするか否かを判断しようとする場合（法第11条第4項）において、主務大臣に対して意見を述べること
- また、主務大臣が新技術等実証計画の認定の判断に際し、革新的事業活動評価委員会の意見を踏まえて検討を行っていない場合、必要以上に検討に時間を要している場合などにおいて、内閣総理大臣を通じて主務大臣に対し、必要な勧告をすること
- 認定した新技術等実証計画に関して、主務大臣又は新技術等実証計画を提出した者に対して、報告又は資料の提出を求めることがある。

なお、主務大臣は、新技術等実証計画が法第11条第4項各号（下記）のいずれにも適合するものであると認めるとき、すなわち、

- 革新的事業活動実行計画及び基本方針に照らし適切なものであること
- 新技術等実証（参加者等の同意の取得を含む）が円滑かつ確実に実施されると見込まれること
- 法及び法に基づく命令並びに新技術等関係規定に違反するものでないことが認められるときは、その認定をするものとされている。

2. 革新的事業活動評価委員会の調査審議に当たっての基本的な視点

革新的事業活動評価委員会は、1の職務を遂行するについて、「規制のサンドボックス制度」や基本方針の策定において明らかにされた以下の背景や経緯を念頭に置いて、主務大臣の見解を聴取し、調査審議を行うことを基本とする。

また、主務大臣や新技術等社会実装推進チームに対しても、以下の背景や経緯を念頭に置いた検討を行うことを求める。

(1) 実証による政策形成

Society5.0に向けたイノベーションが世界中で予測困難なスピードと経路で進化する中にあって、硬直的一律の制度設計では世界に後れを取り、我が国の国際競争力が

大きく低下してしまうおそれがある。イノベーションの成果を新たな付加価値の創出につなげていくためには、リスクの適切な管理を行いながら、試行錯誤のための社会を巻き込んだ社会実証を積み重ねていくプロセスが有効かつ不可欠である。このため、「まずはやってみる」という「実証による政策形成」に舵を切るものである。

(2) ハンズオン支援と事後的な検証

事業者の立案する実証計画を円滑に進めるため、政府においても、事業者に対するハンズオン支援を丁寧に行うとともに、実証の成果をその後のルール整備や政策立案に活かしていく。また、実証が上手くいかなかった場合におけるデータも貴重な資産である旨を踏まえ、今後の政策立案に活かしていくことが肝要である。

(3) 各省庁における推進部門の役割強化

各省庁においては、規制の執行部門とは異なるイノベーションを推進する部門が各省庁における判断に主導的な役割を果たすものとする。

3. 申請された新事業等実証計画の内容に関する調査審議の視点

当委員会は、申請された個別的新技術等実証計画に関し、「規制のサンドボックス制度」に関する以下の特質を踏まえて、主務大臣の見解を聴取し、調査審議を行うことを基本とするとともに、主務大臣に対しても、これらの特質を踏まえた検討等を求める。

(1) 新技術等の性格

申請された個別的新技術等実証計画に係る新技術等は、必ずしも既存の法令の制定時に前提としていたものではないことが想定され、

- 主務大臣が持つ情報は必ずしも十分ではなく、既存の法令や基準における位置づけは明確となっていないこと
- 既存の法令や基準、あるいは主務大臣が定める通達等が定められている場合であっても、これらの内容は、新技術等について検討した上で策定されたものではないことがあり得る。

規制のサンドボックス制度は、このように主務大臣における情報や検討が十分ではないことを前提として、実証を通じて実用化の可能性や規制の在り方を検討するための貴重なデータやケースを収集するものである。

こうしたことを踏まえれば、主務大臣が申請された個別的新技術等実証計画が新技術等関係規定に違反すると判断する場合には、当委員会としては、この判断が既存の基準等を形式的に適用したものではないことを確認するため、新技術等実証によって

新技術等関係規定で保護されている法益が侵害されると判断した根拠となる事実（具体的な実証データ等）の提出を主務大臣に求ることとする。

(2) 個別性を考慮した認定による実証

主務大臣は、個別の新技術等実証計画における参加者等の限定、同意の取得等の内容を確認した上で当該新技術等実証計画についての認定の可否を判断するものである。

従って、当該新技術等実証計画が認定を受けた場合においても、類似の内容を事業として行うことが、直ちにかつ一般的に認められるものではないこと、法の認定を受けず他の事業者が行う類似の実証が当該新技術等関係規定に違反する可能性が否定されるものではないこと等に配意する。

(3) 新技術等関係規定の適用の在り方

新技術等実証計画が、事業化に先立って新技術等の実用化の可能性について行う実証であって、限定された期間において、限定された参加者等に対して、実証を適切に実施するために必要な措置を講じた上で、認定証を提示し、同意を得て実施することに配意（基本方針第三2.（2））すれば、例えば、下記の方法により、個別の新技術等実証計画が新技術等関係規定に違反しないものとして構成することができるとの認識に立ちつつ、主務大臣の見解を聴き、調査審議を行う。

また、必要に応じて、政省令や法律の改正により特例規定を創設することも念頭に置くものとする。

例1 当該実証計画の内容が、新技術等関係規定の定める事業の定義や要件に該当せず、規制の対象とならないものとして構成する方法

例2 期間や参加者が限定されており対公衆性を有しない等、新技術等実証の特性に配意して、事業等（「業として行う」、「業とする」、「営業」、「事業」等）として行うことを規制する法律（いわゆる業法）における規制の対象ではない（「業として行うものではない」、「営業ではない」等）ものとして構成する方法

なお、いわゆる業法における規制において「事業等」に該当する要件としては、行為の反復継続性が必要とされるが、反復継続性のみならず、規制の趣旨、社会通念に照らして規制の適用範囲を限定して解されていることが通常である。

この点、基本方針第三2.（2）にあるとおり「今回の新技術等実証計画が、『新技術等の実用化の可能性について行う実証』（法第2条第2項）であって、『革新的事業活動』として事業化するのに先立って、事業において実際に使えるかどうかをあらかじめ確かめるものであり、限定された期間において、限定された参加者等に対して認定証（第三3.（2））を提示し同意を得て実施することとされているものであることに配

意すれば、新技術等実証計画は、社会通念上、事業の遂行とみられるものではないことが通常であると考えられる。

例3 当該実証の内容が、法令またはそれらの解釈の適用除外の要件（人数、金額等）、例外規定（個別の許認可、要件や基準の緩和等）に実質的に該当するものとして構成する方法

例4 規制法における新技術等の位置付けが確定していない中において、実証の内容が規制の対象となるかについて個別具体的な事例に応じた柔軟な判断をすることができるものとして構成する方法

例5 従来の指針や通達には合致するものではないものの、新技術等の性格、当該実証の内容等を踏まえれば、法律の規定には必ずしも違反するものではないものとして構成する方法

例6 当該実証の内容に対して、業務の範囲や期間、事業の内容等について限定した条件を受けた許可、免許等を受けるものとして構成する方法

例7 主務大臣が特別に規制の適用を除外することができる旨の規定がある場合において、当該規定に該当するものとして構成する方法

例8 試験・研究開発に関する規定又は試験・研究開発に該当する場合には規制の対象となならないとする解釈論に該当するものとして構成する方法

4. 秘密保持の徹底

認定される前の新技術等実証計画の内容は、営業上の秘密を含むものであり、公正な調査審議を行うためにも、その情報が事前に外部に漏えいすることがあってはならず、委員（非常勤の一般職の国家公務員）、主務官庁や新技術等社会実装推進チームの職員においては、その守秘義務を遵守し、厳格な情報管理を行う必要がある。